

最低制限価格の設定に関する要綱

平成 21 年 6 月 23 日
要綱第 16 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日要綱第 5 号 平成 23 年 3 月 31 日要綱第 6 号
平成 31 年 3 月 25 日要綱第 4 号 令和元年 7 月 1 日要綱第 3 号
令和元年 7 月 26 日要綱第 4 号 令和 2 年 3 月 12 日要綱第 14 号
令和 3 年 2 月 24 日要綱第 6 号

最低制限価格設定基準（平成 20 年宇佐市要綱第 24 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市が発注する工事請負及び業務委託について、競争入札により契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項及び宇佐市契約事務規則（平成 17 年宇佐市規則第 34 号）第 31 条の規定に基づき、当該工事請負及び業務委託の契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の設定について必要な事項を定めるものとする。

（対象となる契約）

第 2 条 最低制限価格の設定の対象となる契約は、競争入札に付するもののうち、予定価格が 130 万円を超え 3 億円以下の建設工事並びに予定価格が 50 万円を超える建設工事に関する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）についての請負契約とする。

（最低制限価格の設定方法）

第 3 条 最低制限価格は、当該入札における入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税を除いたものをいう。）に最低制限基準率を乗じて得た額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。

2 最低制限基準率の算定方法等は、市長が別に定める。

（最低制限価格の公表）

第 4 条 最低制限価格は、次の各号に定める業種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによって公表するものとする。

（1） 工事請負 大分県共同利用型電算システム入札情報サービスシステムにより入札執行後公表する。

（2） 建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務 大分県共同利用型電算システム入札情報サービスシステムにより入札執行後公表する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日要綱第 5 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日以後に入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日要綱第 6 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日要綱第 4 号）

この要綱は、平成 31 年 9 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。

附 則（令和元年 7 月 1 日要綱第 3 号）

（施行期日）

- 1 この要綱中第 2 条の改正規定は令和元年 7 月 1 日から、第 3 条の改正規定は令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条の規定は、令和元年 7 月 1 日以後に入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。

附 則（令和元年 7 月 26 日要綱第 4 号）

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 12 日要綱第 14 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日要綱第 6 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。